

第1条 総則

1. 本規約はグッドライフサーラ関東株式会社（以下「当社」といいます）が、当社の販売する LP ガスをご利用されるお客さまに対して適用する料金オプションに関する規約を定めたものです。
2. 料金オプションについて本規約に規定のない事項については、お客さまは当社の指示に従うものとします。なお、本規約に定める内容と、お客さまが別途承諾した各種規約、注意事項等において定める内容とが異なる場合には、本規約に定める内容を適用します。
3. 本規約は標記の日付時点のものであり、当社は、本規約の内容を予告なしにいつでも変更できるものとし、お客さまはこれをあらかじめ了承するものとします。また、変更によってお客さま、または第三者が被った損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、一般概念上お客さまに著しく不利益であると判断される変更がなされる場合は、当社より事前に告知します。
4. 本規約に関して、当社とお客さまとの間で見解の相違が生じた場合には、当社は中立な第三者の意見を求めることができます。
5. 本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第2条 用語の定義

本規約において用いる用語の定義は以下のとおりとします。

<p>「料金オプション」とは、以下のような定義に従い、本規約に定める複数の種類のものをいいます。</p> <p>① 本規約で定める条件に従い LP ガスをご利用のお客さまに対して、当社がガス料金の請求に先立って、料金に対して本規約に定める内容の加算・減算を行うサービス</p> <p>② 本規約で定める条件に従い LP ガスをご利用のお客さまに対して、本規約に定める内容の特典を提供するサービス</p>
<p>「料金表」とは、お客さまが LP ガスをご利用するにあたり、体積による使用量に応じて当社にお支払いいただく料金を定めたものをいいます。</p>
<p>「基本料金」とは、供給設備費用（ガスメーター器、容器など）と検針・保安維持など毎月固定的に発生する費用を定額でご負担いただくものです。</p>
<p>「従量料金」とは、ガス原料費・充てん費・輸送費などをご使用量に応じてご負担いただくものです。</p>
<p>「検針日」とは、LP ガスの使用量を算定するために、ガスメーター器の指針を読み取る日のことをいいます。検針日は変更する場合があります。なお、当社の予定において定めた月ごとの検針日のことを「定期検針日」といいます。</p>
<p>「料金オプションの登録」とは、適用条件を満たしたお客さまについて、当該料金オプションを適用できるように当社の料金算定システムに登録することをいいます。</p>
<p>「料金オプションの適用」とは、当社の料金算定システムに登録されたお客さまについて、適用条件を満たした場合に当該料金オプションのサービスを提供することをいいます。</p>
<p>「料金の加算・減算」とは、当社がお客さまごとに定める、月ごとの LP ガス料金算定システムによる計算時において、その時点で適用されている料金オプションの内容に応じて、お客さまに請求されるガス料金の金額を変動させることをいいます。料金の加算・減算は、料金オプションの適用開始日等を問わず、計算時に適用されている料金オプションにもとづいて行います。</p>
<p>「料金オプションの適用の解除」とは、お客さまについて登録されている料金オプションの登録を解除し、その解除の日以降適用しなくすることをいいます。</p>
<p>「料金オプションの適用の中止」とは、登録されている料金オプションについて、お客さまが適用条件を満たさなくなった場合に、料金オプションのサービスを提供しないことをいいます。</p>

第3条 料金オプションの種類

本規約に定める料金オプションとは、以下の表に記載のものをいいます。

サーラカードプラン	コンビニお支払プラン	サーラの水割り
スーパーロングプラン	e エネパック	

第4条 料金オプションの適用条件

当社は以下のすべての条件を満たした場合にお客さまに対して料金オプションを適用するものとします。

- ① 当社との間でLPガスのご利用に関する契約を締結し、LPガスを料金表にもとづいてご利用いただいていること
- ② ガス事業法に定める簡易ガス事業によってガスをご利用のお客さまでないこと
- ③ 個々の料金オプションについて、本規約に料金オプションごとに定める条件を満たしていること
- ④ 月々のガス料金について、期日内に適正にお支払いいただいていること
- ⑤ 当社が、料金オプションの適用をすることについて障害となる事情がないと認めること

第5条 料金オプションの適用開始

原則として料金オプションの適用は、お客さまが本規約において料金オプションごとに定める適用条件を満たしたうえで、料金オプションの登録をお申込みになった月の翌月のガス料金計算時より適用されます。ただし、申込みの日から翌月のお客さまごとの定期検針日までに間がなく、当社での確認と登録変更作業が完了しなかった場合、申込みの翌々月のガス料金計算時からの適用となる場合があります。

第6条 料金オプションの解除

料金オプションの適用は、お客さまが本規約に定める適用条件を満たさなくなったのち、あるいはお客さまより当社に対して適用解除のお申し出があったのち、当社での確認と登録変更作業にかかる相当期間を経て解除されます。解除された料金オプションは、お客さまが改めて適用条件を満たすまで適用されません。ただし、本規約において解除について特に規定されている料金オプションについては、その規定に従うものとします。

第7条 料金オプションの変更・廃止

当社は、お客さまに適用されている料金オプションの内容および条件について、本規約において予告なく変更・廃止することがあります。料金オプションの内容および条件が変更になった場合、お客さまへの当該料金オプションの適用は変更後の本規約によります。また、料金オプションが廃止になった場合には、当社は廃止の日以降お客さまへの当該料金オプションの適用を解除します。

第8条 条件不適合による適用の中止・解除

当社は、お客さまのLPガス等ご利用の実態状況が本規約に定める条件に適合しないと当社が判断する場合、またはお客さまの責に追うべき不正等があった場合、お客さまについて登録されている料金オプションの適用を中止、または解除することがあります。

第9条 料金オプションごとの内容と適用条件

当社は、料金オプションごとの内容と適用条件について以下の表に記載するように定め、これらの条件が、当社において料金算定システムによる料金計算を実施する時点において、すべて満たされた場合に定めた内容に従い当該の料金オプションを適用するものとします。

複数のプランに共通する条件	
共通条件 A	お客さまから当該料金オプションについて登録の申込みがあり、当社が受諾のうえ適用登録を完了すること
共通条件 B	お客さまに適用されているLPガス料金表が当社指定の基準料金であること
共通条件 C	LPガス料金のお支払方法が、当社のお客さま情報のシステムに、口座振替もしくはクレジットカード決済で登録されていること
共通条件 D	料金オプションを適用する対象となる契約のLPガスをご利用の建物を、ガス利用のお客さま、もしくは同一家計を営む方が所有されている場合

1.サーラカードプラン	
内容	月ごとのLPガス料金請求額から、100円（消費税別）を減算します。

	なお、この料金オプションはお支払方法を変更する以外の方法では解除されません。
条件①	LP ガス料金のお支払方法が、当社のお客さま情報のシステムに、サーラカード決済で登録されていること

2.コンビニお支払プラン	
内容	月ごとの LP ガス料金請求額に、300 円（消費税別）を加算します。 なお、この料金オプションはお支払方法を変更する以外の方法では解除されません。
条件①	LP ガス料金のお支払方法が、当社のお客さま情報のシステムに、コンビニエンスストア払込票集金で登録されていること

3.サーラの水割り	
内容	月ごとの LP ガス料金請求額から、300 円（消費税別）を減算します。 なお、宅配天然水サービスについて付与される別の特典と併用できない場合があります。
条件①	共通条件 A を満たすこと
条件②	お客さま、もしくは同一家計を営む方が、当該オプションを適用する対象となる契約の LP ガスのご利用と同じ敷地内にて、サーラの水株式会社が提供する宅配天然水サービスをご利用しており、その料金をガス料金とあわせて同一のお支払とされていること なお、1 件の LP ガス契約の料金オプションの条件とした宅配天然水サービス契約は、他の LP ガス契約の料金オプションの条件とすることはできません。

4.スーパーロングプラン	
内容①	適用開始より 24 ヶ月間、月ごとの LP ガス従量料金について、適用されている料金表に定める料金から以下のとおり減算します。 ・月ごとの使用量 0.1 m ³ 以上について、10%相当額 当該料金オプションは 24 ヶ月ごとの自動更新となります。更新の停止は、適用登録の日から 22 ヶ月経過の後、25 ヶ月経過の日までの期間中に当社へ更新停止をお申し出いただくことでできます。更新停止のお申し出があった場合、適用登録より 24 ヶ月経過の日をもって、適用期間満了となり適用が解除されます。この期間中にお客さまより更新停止のお申し出がない場合、自動的に 24 ヶ月間更新されるものとします。 当該料金オプションを期間満了ごとの更新停止以外の方法で解約される場合には、解除手数料 8,000 円（税別）がかかります。ただし、適用の解除が当社事由、もしくはお客さまの転居によるものである場合にはこの限りではありません。 解除手数料が発生した場合、原則としてガス料金のお支払方法と同様の方法によりお支払をいただきます。
条件①	共通条件 A、共通条件 B、共通条件 C、共通条件 D をともに満たすこと
条件②	お客さまが、当該料金オプションが適用されてから 24 ヶ月間、継続して当社が販売する LP ガスをご利用になることをお約束いただくこと ただし、一時的な使用の中断であって、当社が認める場合を除きます。なお、この一時的な中断については当該料金オプションの適用期間の算定に含むものとします。

5.e エネパック	
内容	月ごとの LP ガス料金請求額から、100 円（消費税別）を減算します。
条件①	共通条件 A、共通条件 B、共通条件 C、共通条件 D をともに満たすこと
条件②	お客さま、もしくは同一家計を営む方が、当該オプションを適用する対象となる契約の LP ガスのご利用と同じ敷地内にて、当社をサーラ e エナジー株式会社の代理店として契約し、サーラ e エナジー株式会社が販売する家庭用電気をご利用しており、かつ、その料金をガス料金とあわせて同一のお支払とされていること なお、1 件の LP ガス契約の料金オプションの条件とした家庭用電気契約は、他の LP ガス契約の料金オプションの条件とすることはできません。

第10条 適用条件の確認

当社は、料金オプションを適用するための条件について、その適合を確認するために必要な範囲において、お客さまのLPガスのご利用状況や、その他サービスのご利用状況について随時調査させていただくことがあります。この調査が実施できない場合、当社は、料金オプションの適用を中止または解除する場合があります。

第11条 料金オプションの併用について

当社は、お客さまが条件を満たす限りにおいて、料金オプションを併せて登録・適用することができます。ただし、以下に定める場合、料金オプションを併せて登録・適用することはできません。

- ① 同じ料金オプションを複数併用することはできません。
- ② サーラカードプランとコンビニお支払プランは併用できません。

第12条 料金0円以下への減算の禁止

料金オプションの適用によって、月ごとのLPガス料金請求額が0円以下となる場合、適用されている料金オプションの内容にかかわらず、LPガス料金請求額は0円となります。

第13条 検針即時入金等の場合の取り扱い

当社社員がガスメーター器の検針に訪問した際にその場で料金をお支払いいただく場合等、料金計算を当社料金算定システムによらず実施する場合には、料金オプションによる加算・減算はいたしません。

第14条 閉栓時料金精算時の取り扱い

お客さまがLPガスご利用の中止をされる場合、直近の定期検針日からご利用中止の日までのLPガス料金には、料金オプションによる加算・減算はいたしません。

第15条 虚偽による適用に対する弁済

お客さまが虚偽の申告により料金オプションの適用を受けていたことが判明した場合には、その虚偽の申告が意図的なものであるか否かを問わず当該料金オプションの適用を解除し、それまで料金オプションの適用によりお客さまが受けた利益相当額を直ちに弁済いただきます。

第16条 登録情報の変更

料金オプション適用の条件にかかる項目についてお客さまに変更があった場合、お客さまは速やかに当社まで通知をする義務を負います。通知がない場合には、料金オプションの適用を解除し、本規約にもとづいて虚偽による適用に対する弁済をいただくことがあります。

第17条 個人情報の取り扱い

当社は本規約に定める内容の実施にあたり、お客さまの個人情報を関連法規および当社のプライバシーポリシーに従い適正に取扱います。

第18条 問合せ窓口

本規約に規定された内容に関するお問合せは、最寄りの当社営業所へお願いいたします。当社営業所の住所および電話番号は、ホームページをご参照ください。

<http://www.gl.sala.jp/network/>

以上